

○内閣府令第 号
厚生労働省

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 武見 敬三

労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令
（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条 労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等)</p> <p>第九十五条の五 令第五条第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等(同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 前条第一号に掲げる者(財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることのできるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。)の場合 財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等(財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同</p>	<p>(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等)</p> <p>第九十五条の五 「同上」</p> <p>一 前条第一号に掲げる者(財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることのできるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。)の場合 財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等(財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。)</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>2 二 「略」</p> <p>じ。) の意思決定機関 (財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。) を支配している連結財務諸表提出会社 (財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。)</p>
	<p>2 二 「同上」</p> <p>の意思決定機関 (財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。) を支配している連結財務諸表提出会社 (財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。)</p>

(労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部改正)

第二条 労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように入れ、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(募集事項の通知等を要しない場合)</p> <p>第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づき次に掲げる書類(同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。)の届出又は提出をしている場合(当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法(法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。))により提供している場合を含む。)とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>四・五 「略」</p>	<p>(募集事項の通知等を要しない場合)</p> <p>第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づき次に掲げる書類(同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。)の届出又は提出をしている場合(当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法(法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。))により提供している場合を含む。)とする。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書</p> <p>五・六 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この命令は、令和六年四月一日から施行する。

(労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部改正に伴う経過措置)

2 この命令の施行の日前に金融商品取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書(同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)及び改正法附則第二条第一項の規定により同日以後に提出される四半期報告書に係る第二条の規定による改正後の労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令第二条の規定の適用については、なお従前の例による。